

議員提出議案第42号

北九州市市民センター条例の一部改正に対する付帯決議について

北九州市市民センター条例の一部改正に対する付帯決議をするため、議会の議決を求める。

令和6年12月11日

提出者 北九州市議会議員

吉村 太志	香月 耕治
佐藤 栄作	中島 慎一
宮崎 吉輝	日野 雄二
田中 元	鷹木研一郎
中村 義雄	西田 一
村上 幸一	吉田 幸正
戸町 武弘	

提案理由 本定例会において、各種地域活動の拠点施設である市民センターの営利目的の使用を認める要件変更を行う条例改正案が提案されたが、市民や議会への丁寧な説明等が行われていない。

については、市が営利目的の使用に関する管理要綱を定めるに当たり、市民センターの利用実態を踏まえて使用要件に関する詳細なマニュアルを整備し、市民センターや市民が混乱しないようにしっかりと広報するなどとともに、議会にも丁寧に説明するよう求めるため。

## 北九州市市民センター条例の一部改正に対する付帯決議

市民センターは、地域の自主的・主体的な地域づくり・まちづくり活動を育み、地域の連携を深め「自分たちのまちは自分たちの手で」作る各種地域活動の拠点施設であると、本市は位置付けている。

今回、若者や子育て・現役世代の利用を促進するためとの理由で、本定例会において、市民センターの営利目的の使用を認める要件変更を行う条例改正案が提案された。

変更にあたっては、市民センターの館長や職員、まちづくり協議会会長など、多くの方から、営利利用についてどこまで認めるのか、また悪質なマルチ商法、靈感商法などに関するリスクへの対応はどのようにするのかなどについて、基準や要綱の提示、丁寧な説明がなく、大きな不安の声が上がっている。

また営利目的の使用に当たり、被害等が発生した場合の責任の所在についても明確に示されていない。

さらに市民の代表である議会に対しても丁寧な説明が行われていない。

については、市が営利目的の使用に関する管理要綱を定めるに当たり、市民センターの利用実態を踏まえて使用要件に関する詳細なマニュアルを整備し、市民センターや市民が混乱しないようにしっかりと広報すること、営利利用に関しトラブルが発生した際は、責任の所在を含め、市が組織として対応することなど、館長や市民の疑問や不安を払拭するとともに、これらについて議会にも丁寧に説明するよう求める。

以上、可決にあたっての付帯決議とする。

令和 年 月 日

北九州市議会